

令和5年第4回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

令和5年12月5日（火） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 工藤 章君 外4名

「質問事項及び順序（別紙）」

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長 16番 附田 俊仁君	副議長 15番 岡村 茂雄君
1番 藤井 夏子君	2番 中野 正章君
3番 山本 泰二君	4番 向中野 幸八君
5番 二ツ森 英樹君	6番 小坂 義貞君
7番 澤田 公勇君	8番 工藤 章君
9番 呷 清悦君	10番 佐々木 寿夫君
11番 瀬川 左一君	12番 田嶋 輝雄君
13番 三上 正二君	14番 田島 政義君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 小又 勉君	副町長 高坂 信一君
	支所長
総務課長 仁和 圭昭君	相馬 和徳君
	（兼庶務課長）
企画調整課長 金見 勝弘君	財政課長 附田 敬吾君
税務課長 西野 勝夫君	町民課長 高田 博範君
保健福祉課長 井上 健君	介護高齢課長 三上 義也君
	会計管理者
こどもみらい課長 佐々木 和博君	高田 美由紀君
	（兼会計課長）
商工観光課長 鳥谷部 慎一郎君	農林課長 原 子保幸君

建設課長	鳥谷部 勉 君	上下水道課長	町屋 淳一 君
教育長	附田 道大 君	学務課長	附田 良亮 君
生涯学習課長			
(兼中央公民館長・ 南公民館長・中央図書館長)	田中 健一 君	世界遺産対策室長	鳥谷部 伸一 君
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	田村 教男 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	澤山 晶男 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	仁和 圭昭 君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 澤山 晶男 君      事務局 次長 中村 大樹 君

---

○会議録署名議員

7 番 澤田 公勇 君      8 番 工藤 章 君

---

○会議を傍聴した者（9名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	工藤 章 君 (一問一答方式)	1. 特定外来生物アレチウリの周知と対策について	(1) 旧七戸地区で同生物が確認された。根絶は難しいので、増えないように町民に周知する必要があるが、どのような対応、対策をするのか。
			(2) アレチウリの特性等から、農地の貸借においてトラブルが発生する可能性があるが、農業委員会はどのような対応をするのか。
2	小坂 義貞 君 (一問一答方式)	1. 野生動物による被害状況と対策について	(1) クマの出没の情報は何件あったか。
			(2) 町内への野生動物による被害はあったか。
			(3) 野生動物の対応、対策は考えているか。
		2. 古木の状況と対策について	(1) 町内に危険と思われる古木を把握しているか。
(2) 危険な古木の対応と対策は。			
3	佐々木 寿夫君 (一問一答方式)	1. 介護保険制度について	(1) 七戸町の介護保険の被保険者数、利用者数、保険料の推移、現況はどうなっているか。
			(2) 来年度からの介護保険料はどうなるか。
			(3) 第9期七戸町介護保険事業計画で、新しい事業を始めるとか、今までの事業で廃止されるものはないか。
2. 荒熊内にある北七区耕作農業協同組合及び田中忠一石碑について	(1) この記念碑及び石碑の設置場所を町民の目の届きやすいところにすべきではないか。町の考えを伺う。		
	3. 高齢者支援について	(1) 高齢者の補聴器購入時に町からの支援が必要と思うが、町の対応を伺う。	
4	田嶋 輝雄 君 (一問一答方式)	1. 輸出入の販売戦略拡大	(1) シンガポールからの当町視察の内容について伺う。

		について	
			(2) 町のプロモーション動画制作について伺う。
			(3) 現地での宣伝活動について伺う。
			(4) 輸出米の今後の見通しと対策について伺う。
5	向中野 幸八君 (一問一答方式)	1. 中央公園の噴水について	(1) 噴水を休止した時期とその理由は。 (2) 復旧させるための修繕費用や維持管理費の概算はどの程度か。 (3) 公園内の遊具の減少もあるので、子供達の水遊びの場として夏場だけでも噴水を稼働させる考えはあるか。
		2. 町内会の加入状況について	(1) 七戸地区・天間林地区のそれぞれの加入世帯、未加入世帯数は。 (2) 町としてはどのような加入促進の対策を行っているか。
		3. 訪問介護事業について	(1) 当町の訪問介護事業の現況と今後の見込みは。 (2) 訪問介護事業所の人手不足が全国的に取上げられているが、実際のところ現状の社会福祉協議会の運営状況はどのようなのか。

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和5年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、12月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（附田俊仁君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、8番工藤章君は、一問一答方式による一般質問です。

工藤章君の発言を許します。

○8番（工藤 章君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会にあたり、一般質問を行います。質問は、一つでございます。

その前に、長芋について少し述べさせていただきます。

昨日のデーリー東北の紙面に、六戸町にあります県産業技術センターで、長芋の新しい品種、「青野ながいも1号」の開発に取り組んでいるという内容の記事が載っておりました。従来の園試系6に比べ、可食部分の根茎は、要するに食べる場所は短く、芋の品質や形状のそろいがよいなどの特性があり、出荷規格のA品率も高く、現在、品種登録の申請に向けて準備を進めているという内容です。長芋は、気象条件などで生育が旺盛になると、平芋や長く伸びすぎる弊害がしばしば発生します。平芋は市場価値が低く、また長くなり伸びすぎても、トレンチャーで傷をつけたり、折れてしまったりします。

既に御承知のように、今年の夏は少雨に加え、平均気温の高い日が続いた結果、いざ、掘り取りに入ったら尻を傷つけたり、引っ張ると折れたりして、各自悪戦苦闘しております。そのような中で、この記事を目にした私としては、一刻も早く登録を済ませ、生産者のもとへ種芋が行き渡るよう切望する次第でございます。

それでは本題に入ります。

質問事項、特定外来生物アレチウリの周知とその対策について。そして要旨として、旧七戸地区で同生物が確認されました。根絶は難しいので、増えないよう町民に周知する必要があります。町として、どのような対応、対策を考えておられるのかお伺いします。

そこで私から、アレチウリとは一体何なのかなどなるわけですが、簡単に述べたいと思います。まず、アメリカから入ってきたつる性の草です。草。私が、間近に被害を確認したのが、70アールの大豆畑、同じく30アールの大豆畑、そしてその年は収穫放棄

された状態です。要するに刈り取りができなかった。なぜできなかったかという、つる性の草ですので、10メートルぐらい伸びると言われていますので、それが秋口になってその重さで大豆が倒伏してしまいました。汎用コンバインなのですが、それらが収穫ができない。よって皆無に近いような状態です。

そして一部の30アールの畑なのですが、翌年、多分、私が思うには、その畑は返却されたのではないですか、借りている人が。今度、新たに借り受けた人が、長芋をそこに植えました。多分、そのアレチウリが繁茂しているのを知らなかったと思う。そうしたら、瞬く間に長芋に秋口までにつるが回り込んで、そのとき生産者にお伺いしました。どのぐらい減収になりましたかと、大体2割ぐらい。それでも除草剤等かけたのですが、長芋の場合は茎のところは手で取るしかないのですね、それだけ手間も掛かったと。それでも2割で済んだのがよかったのか、それは分かりませんが、翌年、その畑をもう1回確認した結果、今度は手で茎、長芋のところですね、手で取って、人手は大分かかったと。そのときこの先この畑どうするのだと、私、たまたま隣ですので聞いたら、困ったと。借りるに借りたけれども、本当は返したいと。改めてこのまま借り続けて、自分は長芋主体の農家ですので、あえて休ませておくか、あるいは本当は返したいけれども、当面は次の畑に植える作物が見当たらないと。ちょっと困っているような感じを受けました。

そして7反歩の畑です。これは。彼にも会って聞いたのです。彼も、実際あなたがこれ持ってきたのかと言ったら、私ではないと、最初から少し隅っこのほうにあったのだと。それが、自分が2年目に耕作したときは全面に広がりました。そして同じく倒伏して、刈り取りは一切できなかった。3年目ですね、その方は、3年目どうするのだと。あまり言いたがらなかったのですが、自分でも困っていると。自分は米と大豆が専業みたいなものですから、何を植えたらいいか分からないし、返すに返せないし、何と返したらいいか困っていると。正直に話した場合は、相手が、貸し手がどういう内容でお答えするのか予測がつかないと、非常に困っていると、そういう状態です。

そこでまずアレチウリとは何なのだとするわけですから、簡単に申し上げますと、アメリカから入ってきたのではないかなと思うのです。それで増える要因としては、収穫期のまず移動、それから運搬車、あるいはトラクターですね、ロータリーついでいますので、それで耕起した後別な畑に行くと、またそこに移っていくと、悪い循環が考えられます。

現実的に私の隣地の畑なのですが、私も知らないものですから、移動等で、あるいはぐるぐる回るのですから、それで畑歩いてもいいよと。ところが翌年、私のところにもそれが発生しました。私も、それも知らないものですから、私自身が今度は私の畑を耕起するわけですね。そうすると、耕起されたほうがまたそういう感染率が増えてきます。

それで誰に聞いてもまず最初分かりませんでした。農協へ行っても分からない分からない。私も困ってしまって、仕方ない今度は慣れないネットで検索した結果、そのときアレチウリという形が分かったわけです。ですから、早速、農協とあるいは県民局、役場にもそのとき声かけたのです。すぐ見てくれと、現状はこうなのだと、そういうことをお話しして、とにかく一刻も早くこういう状態をみんなに知らせなくてはならないと。特に、これはまめに畑を耕作して管理する人は、そんなに慌てることはないのですよ。ところが、今、農地の移動は盛んですね。それから、農地を借りて規模拡大する人も結構ありますので、その方たちが一番気をつけなければならない。

仮に先ほど申し上げた必要ないから返すとなった場合、今度は返された側が、例えばトラクターがもう処分してないとか、離農しているとか、縮小しているとか、そういう形になると今度は返された畑の管理が果たしてできるのか、もしも最悪の場合できない場合は、今度は周りにそれが移っていきます。とにかく1年に10メートルぐらい伸びると言われています。そしてその種子が、結実された種子が大体5,000から5万個ぐらい、それが1本の茎からですよ。そういう状態の中で、どうすればいいのかと、とにかく拡大を防ぐには洗うしかないですね。ただし、規模拡大している方は事実上、それは多分不可能だと思う、いちごっこになる可能性がある。それらをとにかく危惧しております。

ですから、とにかく行政に対しては、これを周知してくれと、みんなに教えて、とにかく自分の責任でこれを除去すると、当面は。そういう形が、私としては今のところはそれしかないのかなと。それで管理上の除草剤ですけれども、除草剤を県民局で聞いたら、除草剤はないそうです。表面的に焼く除草剤はあるのだけれども、それはあくまでも表面上でやって、また、1年のうち2回、3回、出てきます。そういう状態ですので、とにかくイラストとか写真等で、広報等で、それがとりあえずはとにかく周知していただく。

それから、貸し借りの場合は、これから農業委員会に質問するわけですが、次に農業委員会会長にお伺いします。

アレチウリの特性等から、農地の賃借においてトラブルが発生する可能性があります。農業委員会として、どのようなお考えなのかお伺いするわけですが、私の立場であるのですが、私から言わせると、ああすべきだ、こうすべきだと言及するつもりはありません。それは農地の賃借は、あくまでも貸し手側と借り手側が合意し、委員会が認めればよろしいわけです。では、それではトラブルとは何なのかと、先ほど申し上げた農地の使用期間、満了で終了するケースと、満了前に途中で解約ケースがあるわけですが、ほとんどが合意契約ですね、合意解約。その際、アレチウリが畑にあった場合、どういう形でこれを新たに、例えば借り手側にお支払いするのか、あるいはかくかくしかじかこういう理由で返しますよと、そういうはっきり原因を言って相手が納得するのか、この辺がもしも納得しない。いやいやそんなはずはないと、そんな私の畑にはそ

れがなかったと、そうなった場合は、多分トラブルになるのではないかなと、私はこう思うわけです。改めて、農業委員会ではどのようなお考えなのか、その辺をあったらお伺いします。なければいい結構でございます。

以上、この席からはそういう形、こちらのほうに移らせていただきます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 旧七戸地区で同生物が確認されました。根絶は難しいので、増えないよう町民に周知する必要があります。どのような対応、対策を考えておられるのでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又勉君） 皆さん、おはようございます。

工藤議員の御質問にお答えいたします。

特定外来生物とは、海外起源の外来種であり、外来生物法によってその生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害、こういったものを及ぼすもの、または及ぼす恐れのあるものの中から指定され、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されております。

対象のアレチウリですが、北アメリカ原産でウリ科に分類されるというよりは、キュウリの葉っぱに似ているということでもあります。生育速度が非常に速い、いわゆる生育が非常に旺盛であるということで、長さが十数メートルに達する、つる性植物であります。

議員御指摘のとおり、旧七戸地区で数か所確認されております。難防除雑草であり、農作物への被害の可能性があることから、関係機関と連携を図り、アレチウリの特徴や駆除方法、また、外来生物法なども含めて、町及び農協の広報等で住民への周知徹底を図り、拡大防止に努めてまいりたい。地道に抜き取ると、これが一番の方法だそうでありまして、今のところ特効的な除草剤はないということでもありますから、非常に始末の悪い雑草であるというふうに思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 実は、役場に最初相談しているのです。もちろん農協もそうですけれども、誰も分かりませんでした。私も正直言って、今年の8月か9月頃にやっとネットで分かって、これ大変だなと、でもその先どうしたらいいか、分からなかったですね。とにかく私が一番周りから見て、間近に被害の大きさを確認しておりましたので、とにかくみんなに教えようと。本来、草のことで一般質問やって、私もあまりやりたくなかったのですけれども、とにかく町にお知らせして何とかしてくれと、周知をですね。周知が大体広がれば、みんなして最初は恐らく訳が分からないのですけれども、いろいろ情報とその都度伝達されて、例えば農家でない方も動画等見ますと、例えば自分の庭に何らかの形で持ち込まれたとなると、放置しておく、例えばオンコの木だろうが松の木だろうがつるに覆われて、枯死すると、そういう内容も載っていました。

ですから、いずれにしても除草剤は適切ながないと、手取りしかないのですね。年間大体3回から4回出てきます。秋には種子といえども保存の能力があるわけですから、小さくても種を持ちます。それを私は確認しているのですよ。ですからそこにあるものが確認したら、私、ロータリーの跳ねてでかけた経緯がありますので、後で広がるのではしようがないと。広がった場合は、その畑をとりあえず耕作をやめて3年ぐらい、大体二、三年、種子が残って随時出てくるというわけですので、二、三年植えるものがなければ、ロータリーかけるなり、除草剤かけるなりしてとりあえず焼いて、そしてやるしかないかと。ですから、町民に周知するには、その辺も確認していろいろな方法、殺す方法、防除する方法を確認しながら、併せてお伝えできればいいのかなと思っています。

次に、農業委員会にお伺いします。

農業委員会としては、多分、知らなかったと思います。知っていれば大したものだなと思うのだけれども、多分、知らなかったと思います。そしてネットの動画の概要欄を見ますと、青森県で青森以南では、これは既に蔓延した状態があつて、それを既に解決しているところもありますし、依然として川の道ばた等にあるケースは、集団でこれを駆除していると、多分、保全隊等で使ってやっているかもしれません。そういう形でやっておられると。

そこ、先ほど冒頭でお話しした、もしもアレチウリが蔓延した状態で返却を申し出た場合、受けるほうは多分またほかの人に貸すわけですね。そして不幸に新たに借りた人が知らないで、例えば大豆等をつけると、まず壊滅ですね、収穫できない、そういうことが起こり得る可能性がある。

それからもう一つは、こういう理由で契約を解除したいのだけれども、相手が納得しない場合はどうするのか、困ると。私の畑にはそういうものはなかったのだよ、あなたの責任でこれを駆除するなり、そして正常な状態で返してくださいと、こういう問題が発生する可能性があります。それらについて、どのような方法が考えられるのか。当然、私から今言うわけにもいかないし、当然、農業委員各位がいろいろな相談して、こういう苦情があつた場合はどうしようかなという形で、事前に検討されるのもいいのかなと思っておりますが、委員長はどのようにお考えですか。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 工藤議員の御質問にお答えします。

農地の貸し借りについては、貸し手と借り手、双方が各種条件に合意した上で農業委員会へ申請し、農業委員会では、各種法令の要件に合っているかを確認して許可を出すこととなります。このことから、今回の件については、特に条件を増やすなどの対策は考えておりません。

しかしながら、先ほど町長からの答弁にあつたように、アレチウリはとても危険な植物であること、また、ほとんどの農家がアレチウリを知らないと思われることから、農

業委員、農地利用最適化推進委員ともに情報共有をし、各委員が農家を訪問した際には、情報を周知していきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 内容的にはいいのですけれども、私が述べたそういうトラブルにつながるような返却の仕方、あるいは新たに貸す人に、それを明示しないで、いいよ、そのまま、分かっているながらですよ。アレチウリのそれがありながら、それを言わないで貸して、同じような被害が発生した場合、当然、トラブルになると。ですから、その辺の対応が委員会としてはならないように、あくまでも借り手と貸し手は、誠意を持って物事を決めるのが筋だと思うのですが、その辺について、改めて各農業委員の方に、問題視を私あおるわけではありません。現実的にそういうことがあっているのです。

例えば、Aさんの場合です。自分は知らないであったと、しかし返したいと、一応契約は5年だそうです。今、3年目です。あと2年残っているわけです。今年はどうしたのだと伺ったら、とにかく除草剤3回かけた。大体費用は10万円ちょっと、7反歩10万円ちょっとかかったと、それに賃借料ですね。ですから、とてもではないが耐えきれない可能性あると。そして満期が来て返却した場合、これらの存在が明らかになった場合、貸し手はどういうことになるのか、これも予測がつかない。貸し手にとっては、この状態が分かった場合、恐らく新たに借りる人は見つかるのか、そういう状態が繰り返ると、結局最後には耕作放棄地が増える可能性につながります。

そうすると、放棄地が増えると、管理できないからどんどん隣に移ってきます。それが一番心配されることです。ですから、改めて委員各位におかれましては、その辺を踏まえて御検討されたらありがたいなと私は思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、答弁を求めますか。（発言する者あり）

これをもって、8番工藤章君の質問を終わります。

次に、通告第2号、6番小坂義貞君は、一問一答方式による一般質問です。

小坂義貞君の発言を許します。

○6番（小坂義貞君） 改めておはようございます。

暦も1枚となり、12月に入り一層寒さを感じる今日この頃です。まずは1年を振り返ってみて、今年も全国各地でいろいろな事件、または事故などが多かったとの思いがあります。私自身に、とにかくは暑かった夏の思いがありまして、実際に何月から秋か、四季が分かりにくい1年に感じられました。

さて、11月11日の朝刊で気象庁の発表で、エルニーニョが来年春まで続くと、大きな見出しで載っていた記事を、今日は少し省略して読み上げさせていただきます。気象庁、暖冬の予想で始まり、南米ペルー沖の海面の水温が高くなる。少なくとも来年の

春にかけて続く可能性が高いと、11月10日、発表。

皆さんも御存じかと思いますが、エルニーニョは世界的な気温の上昇や異常気象の原因になると言われており、世界気象機関もエルニーニョは少なくとも来年の4月まで続く見通しと、同じ内容で捉えた記事を見て感じたことは、近年、温暖な気候変動などで海の生態の変化で、漁獲量が急激に減ったり、また、今まで見られないような魚などが増えているようです。そして地上でも野生動物の生態が変わってきているせいか、熊などの野生動物が異常に増えて、全国各地でいろいろな被害が発生しているようです。

そこで今回私は、1問目に当町での野生動物の発生による被害状況と、そして2問目に町道・農道での危険を感じる古木の状況と対応について、一般質問させていただきます。

以上で、壇上からの報告を終わり、質問者席へ移動させていただきます。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） では、1問目の野生動物による被害状況と対策について。

（1）熊の出没の情報についてお尋ねします。

今年は、全国各地で異常に熊の出没が多いニュースをよく耳にしました。特に隣の秋田県と岩手県では、今まで例のない件数だと報道され、いろいろな対策が取られているようです。専門家の話によりますと、気象気候の変動で山に熊の餌となる木の実が不作の原因と、あるいは熊の個体が異常に増えて食べ物が不足し、山から里へ食べ物を求め、下りてきていることが考えられると言われていました。

当町でも防災無線で、何回となく熊の出没に注意と、情報提供の放送がされました。当町でここ3年間、熊の出没の件数はどれぐらいあったか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 小坂議員の御質問にお答えいたします。

熊の出没の件数ですが、令和3年度は7件、令和4年度は9件、令和5年度、今年度については現在まで34件となっております。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 今回の報告で分かるように、年々件数が増えて特に令和5年、今年が多いことが分かりました。先ほど話した中で、暖冬になれば冬眠から目覚めるのが早まり、春から熊などがいつもより多く出没するおそれになってくるかもしれませんので、十分な注意が必要と思われれます。

では、次の質問に入ります。

（2）町内への野生動物による被害はあったかについてです。

近年、地球温暖化により気候の変動の影響で野生動物の生態が変わっているせいか、詳しいことは分かりませんが、日中でも畑や田んぼの周りでいろいろな野生動物を目にすることがあり、田んぼではあぜを掘り、穴を空けたりして大変だという話を聞いたりします。特に、夜になると活発に行動するせいか、自動車などへの衝突で、道路に死骸

が見られることがたびたびありました。そこで、町内で野生動物による農作物への被害報告があったかお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

野生動物による農作物への被害状況ですが、今年度の農作物への被害報告は、熊によるデントコーンの倒伏被害、これは恐らく食害も、食べる害もあったと思いますけれども、これが報告されているのは1件ということです。

それから、イノシシによるカボチャの食害、これが1件、合計で2件というふうになっていますが、そのほかにスイトコーン、カラスとかあるいはまたタヌキみたいな、そういったものの食害というのも、これはかなりあっているみたいであります。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 今の報告では、余り数多くないようですが、実際は被害は小さい被害ですね、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、小さい数は相当あると思います。

では、続いて次の質問に入らせていただきます。

(3)の野生動物の対応、対策についてです。

野生動物が増えている要因は、先ほども言われましたとおり、いろいろとあると思います。最近では、イノシシやアライグマ、そしてニホンカモシカなどが見られた話をたびたび聞くことがあり、特に熊は国内で最大の凶暴な動物で、天敵がいないため増えている、北海道ではヒグマが牛舎に入って、牛の餌を食べ物として被害に遭っているようです。熊も普通に牛舎、または家の中や車庫などへ入り込んだりしているところをテレビなどで知りました。

町長、町は野生動物による被害の対応、対策をどのように考えているかお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

野生動物による作物被害の対応としては、令和4年度策定の七戸町鳥獣被害防止計画に基づき、七戸町鳥獣被害対策実施隊、これが被害防止対策として、有害駆除やパトロールなどを実施しております。

今後は、野生生物による作物被害の拡大防止を図る観点から、実施隊による活動の活性化及び捕獲対策の強化、また、効率的・効果的な被害防止を実施するため、補助事業の活用など県及び関係機関と連携を図るとともに、人的被害の防止も含め、組織を強化してまいりたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 冒頭にも話をしましたが、暖冬となれば、来年の春はいつもより早く冬眠から目覚め、活発に行動することが予想されると思いますので、人的被害を

防止するためにも鳥獣対策費の予算を増やしていただき、万全な防止対策を要望いたします。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

2問目の古木の状況と対策についてです。

(1)古木の状況についてお尋ねします。

これまでも同じような事例の質問があったことと思いますが、町民から鉢森平の道路を通るときは、危険を感じて大変ですということ相談されまして、早速現地を確認したら、道路のほうへ大きく枝などがはみ出していて、今にも倒木するおそれがある古木が何本かありました。もし、その木の枝などが通行車両、または通行人に倒れてくれば、重大な事故につながると思われまます。

そこで、現在、町道・農道への通行に危険と思われる古木、または老木などを調査し、把握しているかお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町道の通行に危険と思われる古木、または老木等については、建設課、または町道維持管理を委託している業者が行うパトロール等によって、把握に努めております。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 次の質問に入ります。

(2)の古木の対応、対策についてです。

そのような古木などが、例えば木が大きくなって、重機などを使って伐採をしなければならなかったり、または持ち主が不明などで、何らかの理由で木の管理ができないケースなどで、なかなか対策は難しいと思われまますが、危険な古木などの対応、対策をどのように町は考えているかお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

危険な古木等の対応・対策につきましては、土地の所有者、いわゆる木の所有者に対する文書や電話等によって、伐採などの対応というのをお願いをすることになります。なお、町道に倒木の危険性が判断される場合、道路管理者である町が代執行による伐採等の措置を行うことも想定されまます。

町としても、立木の適切な管理を促すため、広報等により注意喚起を行ってまいりたい、そのように考えています。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 危険性のある古木等の伐採を必要とするのであれば、田んぼや農作物、あるいは水路などへ支障がないこの冬の時期が望ましいと考えられますので、十分検討することを要望いたしまして、以上で私の質問、全て終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、6番小坂義貞君の質問を終わります。

通告第3号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） おはようございます。

私は、今議会で最初に介護保険制度について質問します。

介護保険制度は2000年に執行され、23年たちます。その間、3年ごとに改定が行われ、介護保険料の引上げや介護サービスを進めてきました。来年度に第9期の改定が行われます。このことについて質問します。

次に、二つ目は、荒熊内にある北七区耕作農業協同組合記念碑とその隣にある田中忠一石碑について質問します。

この記念碑と石碑は、七戸町史に書いてある七戸社会党は、七戸農民組合を主体に戦後勢力を伸ばした組織であった。特に、この団体の名声を世に知らしめることになったのは、終戦直後の奥羽種畜牧場用地の一部払い下げ問題であった。これで多数の農民を指導し、ついに払い下げに成功したのであったと、町史には書いてあります。

この牧場用地払い下げ問題の当事者の記念碑であります。この牧場用地の北七区の払い下げで、今の道の駅、七戸十和田駅、イオンなどが建っている北七区が払い下げになりました。この農民組合の運動がなければ、荒熊内には今の発展はなかった。この記念碑と石碑は町の歴史上も大変大事なものであり、その場所は、町民の目の届く場所に置かなければならないと考えます。

次に、三つ目の質問は、高齢者の補聴器への支援についてであります。

高齢者にとって聴力の低下は避けられず、それによって他人とのコミュニケーションが不足することは大きな問題であり、補聴器の購入は避けられません。そして補聴器は高額であるため、町の支援を考えなければならないと思います。

以上で、壇上からの質問とします。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 質問を続けます。

介護保険制度は、3年ごとに改定が行われ、来年度に改定が予定されています。七戸町の介護保険の被保険者数、利用者数、保険料の推移、現況はどうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

介護保険の65歳以上の被保険者数は、令和3年度6,123人、令和4年度6,095人、令和5年度6,021人となっております。利用者数は、令和3年度1,061人、令和4年度1,091人、令和5年度1,063人となっております。また、保険料、これは3年ごとに見直しを行っており、5段階基準月額で第6期6,690円、第7期が7,480円、第8期が7,600円となっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 来年度から第9期が始まるわけですが、保険者数も6,00

0人以上と、利用者数も1,000人以上と、介護保険制度というのは、町民の生活にとって大変大事な役割を果たしています。そこで、今、物価高騰に取り組む年金生活者にとって、介護保険料の負担は重くのしかかっています。来年度からの第9期介護保険料の改定はどうなりますか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

来年度からの介護保険料は、現在、介護保険運営協議会において協議中であります。介護サービスの総費用を推計し、第1号被保険者数の推定や、介護給付費準備基金の取崩しによる負担軽減策など総合的に検討して、持続可能な介護保険制度となるよう決定をしていきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 第9期介護保険料は、今、協議中ということですが、持続可能な制度を維持するための保険料を設定したいということですが、町民にとっては物価高騰、実質引下げとなっている年金で生活する高齢者にとって、容赦なく通帳から天引きされる介護保険料の負担というのは、大変厳しいものがあります。国に対して、介護保険制度に対する予算の増額を求めるとともに、国としても介護保険料の改定にあたっては、町としても介護保険料改定にあたっては基金を活用して、据え置くべきと思います。このことを要望します。

次に、三つ目の第3の質問に移ります。

第9期介護保険事業計画で、新しい事業を始めるとか、今までの事業で廃止されるものはないか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 先ほど、お答えしたとおり、今、介護保険運営協議会において協議中ということですが、第9期について大まかに申し上げますと、現在、新しい事業や廃止が見込まれる事業、こういったものを含めていろいろ検討して作成中と。ですから、今、具体的なことは申し上げることはできません。

第8期計画の成果と課題について検証を行うとともに、高齢者福祉行政や介護保険制度を取り巻く動向について十分検討し、今後、3年間取り組むべき施策や事業について、明らかにしていくこととなります。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 協議中、検討中ということです。私の質問は、少し早かったかなと思います。

次に、2番目の荒熊内にある北七区農業協同組合の記念碑及び田中忠一石碑についてです。

先ほど述べたように、当時の農民組合は昭和20年から21年、北七区の払い下げで、頑張って払い下げを実現したと、大変大事な仕事をしたわけです。このような大事

な牧場用地の払い下げ記念碑及びその取組を指導した田中忠一の石碑は、現在は目立たないところに設置され、ほとんどの町民は見ることもなくなっています。

そこで伺います。この記念碑及び石碑は、その設置場所を町民の目の届きやすいところにすべきではないか、七戸町の対応を伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

佐々木議員おっしゃるとおり、昭和36年5月5日の刻印がされている北七区耕作農業協同組合この記念碑と、昭和30年4月26日の刻印がされている田中忠一氏の石碑が、荒熊内69番地950に設置されております。

この土地は、昭和59年6月25日に、同組合より町が寄附を受けておりますが、石碑についての取扱いは、当時の資料が不明なことから分かっておりません。

御質問のいわゆる町民の目の届きやすいところに移設すべきということですが、当時の組合員の方々が検討した上での現在の場所、これを選定していることから、移設するという事は考えておりませんが、いずれにしてもここも町の道路沿いでもあります。それから、町有地でもあります。したがって、草刈りとかそういったもの、いわゆる管理をすることによって道路沿いにある石碑というのは、これは恐らく町民の目に届くことにもなると思いますので、そういった管理は今後していきたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 今、荒熊内の地域が開発をされているわけですから、その辺も踏まえて考えていただきたいと思っています。

次に、高齢者支援についてです。

加齢による難聴で、意思疎通がしづらくなると生活の質の低下、認知症のリスクが高まるとされており、難聴の高齢者を早期発見する仕組みや、補聴器の利活用に向けての取組を進めることは重要な課題です。それにしても補聴器は決して安くはない買い物です。高齢者の補聴器購入時に、七戸町からの支援が必要と思うが、町の対応を伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

補聴器購入に対する支援につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づいて購入助成というのを行っております。高齢者を対象とした加齢性難聴者に対する支援につきましては、現在は考えておりませんが、国の施策等の動向について注視をしていくとともに、他の自治体の情報も収集し、今後、そういったことで助成についての判断はしていきたいというふうに思います。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 高齢者の難聴者が増えていく今後、町の支援というのは必

要になると思うので、要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

通告第4号、12番田嶋輝雄君は、一問一答方式による一般質問です。

田嶋輝雄君の発言を許します。

○12番（田嶋輝雄君） 皆様、おはようございます。

今年も時がたつのが早いもので、あと26日もたてば大晦日を迎えます。顧みますと今日もそうですが、ウイルス感染症やインフルエンザの収束が見えない中で、また、大変大きな気候変動の中で、4月には議員の選挙もありました。4年ぶりに当町では夏祭りや秋祭り、各種のスポーツイベント等が開催されました。また、学校や民間においてもおのこの行事が復活され、町全体に活気が戻ってきたように私は思っております。

一方で、諸外国で紛争や戦争が起きています。その影響で従来どおりの輸入の環境が一変し、食料をはじめ肥料、飼料、また資材関係、エネルギー資源等の様々な分野で3割、5割が当たり前の物価高騰となって、今日では町民の生活にも大きな影響を及ぼしています。

さて、当町において農業は主力産業であります。町の創生や活性化を考えたとき、地産地消はもちろんのこと、地産他消においても積極的に販路拡大の推進や誘導をしていくことも行政の大きな仕事だと思います。幸い町と株式会社クボタ及び株式会社みちのくクボタとの間で、七戸町産の「まっしぐら米」のシンガポールへの輸出に関し、令和2年3月提携を結び、ラッキーセブン米と命名し、町にちなんで「7」を中央に印刷し、インパクトのあるパッケージデザインで、ブランドの浸透することを期待して、今年で4年目になります。ちょっと紹介させていただきます。

これは、2キロ入れでございます。さらに5キロ入れの袋もあります。紹介させていただきましたけれども、今年の9月27日、シンガポールより、テイクアウト専門店のマーケティング担当者3名が来町されたことを、マスメディアで知ることができました。少しずつ浸透し、成果が出てきたなと思っております。そこで今後、当町の創生や活性化の一環として、私がかねてから販売戦略を立てるためにも現地調査をすべきである、このことを何度も訴えてきました。これを機会と捉えて、輸出米の販路戦略について降壇し、一般質問にて4問の質問をさせていただきます。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 輸出前の販路拡大について、四つほど質問させていただきます。

一つ目に、シンガポールからの当町視察での内容についてであります。

9月27日に、輸出米を使用しているシンガポールのテイクアウト専門店の飲食店を  
経営している「WoK Hey (ウォック ヘイ)」マーケティング担当者3名が町長を  
訪問し、意見交換したと伺っております。その内容についてお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 田嶋議員の御質問にお答えいたします。

シンガポールで、チャーハンなどのテイクアウト専門店を運営するウォック ヘイの  
マーケティング担当者3名と、輸出米事業で提携しているメーカーが当町を訪れ、主力  
品種「まっしぐら」の生産状況及び輸出米の見通しやウォック ヘイの店舗状況、経営  
方針、事業拡大に伴う輸出米の利用及び供給体制など、また現地での利用状況や評価、  
こういったものについて意見交換をいたしました。非常にいい評価ということでありま  
して、ぜひ生産地を見たいという3名の方、いろいろ意見交換をしたわけであります。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 期待されての来町だと思っております。

二つ目といたしまして、町のプロモーション動画制作についてであります。

シンガポールに田畑がないとのことで、当町の生産者が栽培している圃場やもみ乾燥  
調製施設などを視察し、米がどのように作られているのか、生産者から説明を聞き、生  
産現場で作業工程を紹介するプロモーション動画を撮影されたと伺っております。

町では、主に株式会社みちのくクボタと提携を結び、令和2年3月から取り組んでお  
り、今年度は23戸で、出荷契約数量は約583トン、面積にして約106ヘクタール  
で、株式会社みちのくクボタが取り扱う県内の輸出米の3分の2程度に相当すると伺  
っております。

さらに町の魅力として、青森県内では黒にんにくの発祥の地でもあります。したがっ  
て、にんにくや長芋の生産も盛んであります。縄文遺跡の二ツ森貝塚世界文化遺産に登  
録されている町でもあります。県内でも、いち早くゼロカーボンを宣言して取り組んで  
いる町でもあります。今後も町の創生や活性化を目指すと、情報発信をしていく上でP  
R用のプロモーション動画を制作すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

動画の制作によるPRというのは、販売及び商品の拡大、それから販売促進、情報発  
信など、販売戦略としては非常にいい提案であると思えます。

輸出米の需要拡大戦略として考えた場合、消費地のニーズの把握が重要となるため、  
販売、それから流通事業者と連携し、この動画制作、これについては総合的に判断しな  
がら考えてまいります。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 前向きに考えていただいたということで、次に移ります。

三つ目は、現地での宣伝活動についてであります。

全国の生産者も自信を持って、おのこの米の生産に取り組んでおります。その中において、「まっしぐら米」を購入し、さらに来町して刈り取る圃場やもみ乾燥施設等の現場を視察し、さらにはプロモーション動画まで制作し、関心を寄せていることに対し、私自身23人の中の一人でありますので、大変感謝・感激しております。今後、さらに発展させていくためにも、誠意ある対応と信頼の構築に向け、より安全・安心な米作りの継続は当然のことです。であるからこそ、ニーズに応じていく上で、現地での状況確認やPRに努め、また、交流も含めた宣伝の活動をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今回のシンガポールからの当町への視察に関しては、これはもう大変感謝申し上げるところでありますし、いわゆる中に立っているみちのくクボタさんの熱意ですか、そういうものが一番大きいというふうに思います。シンガポールでの宣伝活動、これは輸出米の継続、また供給体制の強化など、需要にあった生産体制、それを進めていく上でも議員おっしゃるとおり、必要であると思いますので、今後の現地での宣伝活動、これについては総合的に判断していきたいと考えています。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 今は23人ということですが、これからもこういった形の中でどんどん増えていくと思いますので、どうぞ考えていただきたいなど、そう思って前向きにお願いしたいと思います。

四つ目であります。輸出米の今後の見通しと対策についてであります。

国や県の産地交付金活用をしているだけに、今後の動向や、それに伴っての町の支援体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えしたいと思います。

現在、輸出米については、新市場開拓米として、国、県から産地交付金が割り当てられ、交付されてきております。町といたしましても、同じ産地交付金のメニューに盛り込み、交付・支援しているところでもあります。これから、国、県への要望、これは何回も行ってありますが、いわゆる国、県の特に国の支援というか、交付金がないと非常に厳しい状況ということですので、何とでもこれは継続してもらいたいということで、いろいろな方に要請をしております。産地交付金を活用した支援の継続、そして面積拡大、経営の安定化、これは全くセットでありますので、幾らいいと言っても国、県の支援が途絶えると、これは金額的に厳しいものがありますので、何とか経営の安定化のためにも、支援の継続というのを今後も強く要請をしまいたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 今、町長のおっしゃるとおり、国の政策であります。やはり支援がないとなかなか大変だと、そういうことも知ることができましたけれども、我々といたしましても、これから一生懸命要望活動をしまして、継続されるよう努めていただきたいなと思います。

こういったことは今後とも必要な戦略でありますので、これからそれぞれの活動、あるいは戦略をしっかりと練っていかなければ、期待に添えるような形の中で頑張っていたきたい。そのことを要望して質問終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、12番田嶋輝雄君の質問を終わります。

通告第5号、4番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

○4番（向中野幸八君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。今日、最後の質問者です。

早速ではございますが、今回は大きく分けて3点ほどお伺いいたします。

一つ目として、中央公園の噴水についてです。

中央公園の完成が平成8年、当時は脚光を浴びる施設となり、たくさんの方々に利用されておりました。そして公園敷地内には噴水が設置され、にんにくをモチーフとした設備として、注目を浴びていた時期もありました。ところが、当町の特産品であるにんにくをモチーフとしたシンボリック噴水が、いつの間にか役目を果たしていない状況の中にあります。せっかく設置されていたのに、なぜこのような状況になったのか、また、維持・管理面はどうだったのかお伺いいたします。

二つ目として、町内会への加入促進についてですが、今現在、当町において何世帯加入し、何世帯が未加入なのか。そして加入促進に関して、どのような対策をとっているのかお伺いいたします。

三つ目として、当町の訪問介護事業についてですが、今現在、どういう状況にあるのか。全国的にも民間事業者が増え、社会福祉協議会が事業を行う意義が薄らいでいるとか、また、ヘルパーの人手不足が課題となっており、それらに対して厚労省も必要な対策を検討しているようですが、財源の問題や実効性のある体制は不透明な状況にありますが、このような厳しい状況の中で、当町の取組はどういう状況にあるのかお伺いします。

壇上からは以上として、あとは質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 中央公園の噴水についてお伺いします。

1996年、公園が完成し、当時はテレパル50の電話帳、施設を紹介するパンフレットや資料、時々町で節目に作成する要覧等によく利用されておりました。にんにくのモチーフで町のシンボリックな存在としての役目を果たしていましたが、現在は、利用さ

れていない状況にあります。

そこでお伺いします。噴水を休止した時期とその理由についてお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

中央公園の噴水につきましては、平成25年9月頃から稼働を停止しております。理由につきましては、ろ過器や塩素注入器などが故障したこと、また、噴水の水をためる池が水漏れにより水をためにくい状況となったことから、その稼働を停止しました。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） どんな施設、設備でも年数がたつにつれて老朽化が進み、不具合が発生することは当然のことだと思います。そこで維持管理面等においては、どういう状況になっているのか。2番として、復旧させるための修繕費用や維持管理費の概算はどの程度なのかお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

概算となりますが、ろ過器等の交換工事と、池の防水補修工事で約2,000万円と見込んでおります。また、維持管理費については、水道代や機器保守管理、池の清掃などに数十万円程度要するものと思います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） かなりの費用がかかるみたいですね。

今年の7月、8月、9月に、とても異常な気温が続きました。公園には遊具が設置されており、また、散歩といいますか、散策コースもあり、子供から大人まで利用できる現状ですが、安全面を考え、点検にて不具合がある遊具が見つかったら使用禁止になり、遊具がさらに減ります。

このような状況の中において、少しでも子供たちに楽しみをと思いますが、町も検討考慮し、修復が可能であるなら噴水を利用した水遊びが、夏場だけでもできるように考える余地はないのか。また、本来の使用目的としては違う点もあるかもしれませんが、管理面等を考慮すれば、噴水を利用した水遊びの場を提供することが可能となるのではと思います。

そこで伺います。公園内の遊具の減少もあるので、子供たちの水遊びの場として、夏場だけでも噴水を稼働させる考えはあるか、お尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、公園内に子供たちが水に触れることができる施設があると、より利用価値が高いものになると思います。しかし、先ほども申しました復旧費用に多額の経費を要すること、また、噴水広場の周りは公園内の車道となっていることや、屋内プールのような水質管理が難しいなど、子供たちの利用には危険を伴うことも考えら

れます。

教育委員会としましては、大型遊具も老朽化していることから、遊具の新設・更新を計画的に進めることを優先に、公園の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 実は、今現在も遊具の不具合が見つかっており、部品調達に3ないし4か月の日数を要しているようです。遊具がますます少なくなりますので、その点も考慮よろしく願いいたします。

次に、町内会の加入状況についてお伺いします。

どこの自治体においても、町内会への加入率低下が続いており、歯止めをかけようとして取り組んでいると思います。その中、人口減少も続いておりますが、当町においては世帯数の大きな変化がない状況にあります。

そこでお伺いします。七戸地区、天間林地区のそれぞれの加入世帯数、また、未加入世帯数についてお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

町内会・そして常会への加入状況については、現状で各会の正確な世帯数を把握しておりませんが、令和5年11月1日現在の広報配布数を基に加入世帯を推測しますと、七戸地区2,971世帯、天間林地区は2,075世帯、合計5,046世帯と、全体加入率はおよそ73.5%と推計されます。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 11月の世帯数、広報の調べですと6,850世帯、単純に73.5%、約25%が未加入ということで、1,800世帯ですね。分かりやすく言いますと、100世帯中25世帯数が、未加入と推定されるということになると思います。

ある自治体の話ですが、各町内会において、環境整備、防犯、防災などを通して、住み続けたい町内会の環境づくりの役割を果たしたいことから、新しく町内に住む方に声かけの取組をしているそうです。

また、県宅地建物取引協会、全日本不動産協会県本部と町内会への加入促進に関する協定を締結し、今後は住宅の販売契約やアパートの賃貸契約の仲介を行う際、町内会加入を呼びかけるチラシも配付しているそうです。

この自治体は加入率増加により、地域の活動が活発になり、町で掲げている町の第2次総合計画を基に協働のまちづくりを目指す上で、加入促進のために取組は必要不可欠であると結論づけているそうです。これ、十和田市のデータなのですが、292単位の町内会があって、加入率は59.6%ということです。

そこで伺います。町としては、どのような加入促進の対策を行っているのか、お伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、町で行っている町内会・常会への加入促進策としては、広報誌等による加入の呼びかけをはじめ、七戸町への移住や定住を促進する「七戸町結婚新生活支援事業」や「七戸町ナナイロぐらしマイホーム補助事業」、それから「定住促進新築住宅建設補助金」等において、町内会への加入を補助要件とし、また、新たな町営住宅の入居者に対しては、入居心得として、町内会、常会への加入と地域活動の積極的な参加を促しているところであります。

町内会・常会の加入者減少は、地域活動の低下に直結する問題であることから、こうした現状を踏まえ、町として引き続き加入促進、これに向けた様々な取組、図ってまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） よく言われますが、ごみ出しがどうのこうのと、どこの自治体もごみ出しのルールばかりではなく、様々な問題を抱えていると思います。現状を考慮しながら、さらなる取組を期待しております。

次に、訪問介護事業についてお尋ねします。

社会福祉協議会の訪問介護事業所の休廃止は、過去5年間で全国の調査で約220か所にのぼる状況にあり、本県でも8か所以上の休廃止している中に、当町における現状についてお伺いします。

一つ目として、当町の訪問介護事業の現状と今後の見込みについてお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

訪問介護事業の現状は、社会福祉協議会を含め6事業所のホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行っております。今後の見込みですが、利用者数は横ばい傾向であることから、訪問介護事業は、現状維持で推移していくものと思われま

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 大変厳しい状況にあると予想されますが、引き続き頑張ってもらいたいと願っております。

次に、社会福祉法に基づき、都道府県と市区町村におかれている非営利の民間組織で、介護や障害福祉サービス、子育て支援等、様々な事業を実施しておりますが、住民や企業から集めた会費と自治体からの事業委託費や補助金などで運営している現状にありますが、そこでお伺いします。

訪問介護事業所の人手不足が、全国的に取上げられているが、実際のところ、当町の現状の社会福祉協議会の運営状況はどうかお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

社会福祉協議会を含め、当町の訪問介護事業所のスタッフについては、これは余裕あ

りませんが、欠員が出た場合は募集を行い、補充し、運営しております。社会福祉協議会の運営状況ですが、全体としては健全な運営状況にあるものの、訪問介護事業に関しては、厳しい経営状況にあると伺っております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君）運営、管理面と健全な運営状況にあるようですが、しかしながら、大変厳しい状況にあると思います。責任ある役割を担っておられます。地域の介護の持続や充実のために、さらなる施策の検討も必要だと思います。安心して過ごせる観点から、社会福祉協議会の今以上の強化、体制をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、4番向中野幸八君の質問を終わります。

以上をもって、本日の一般質問を終結します。

---

#### ○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、12月6日の本会議は、午前10時から再開いたします。

本席から告知いたします。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前 11時41分